

令和元年度第 2 回地域医療構想調整会議結果概要

1 開催日時

地域	開催日時
横浜	令和元年 12 月 2 日(月) 19 時～
川崎	令和元年 11 月 19 日(火) 19 時～
相模原	令和元年 11 月 12 日(火) 19 時 30 分～
横須賀・三浦	令和元年 10 月 23 日(水) 19 時 30 分～
湘南東部	令和元年 11 月 6 日(水) 19 時～
湘南西部	令和元年 11 月 26 日(火) 18 時 30 分～
県央	令和元年 11 月 14 日(木) 18 時～
県西	令和元年 12 月 5 日(木) 19 時～

2 主な議事内容

- (1) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の要請について
(横浜、川崎南部、相模原、横須賀・三浦、湘南西部)
- (2) 基準病床数の見直し検討について (横浜、川崎北部、横須賀・三浦)
- (3) 医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所の取扱いについて
- (4) その他
 - ア 高齢者施設調査について
 - イ AOI 七沢リハビリテーション病院について (県央)
 - ウ 急性期医療、高齢者救急、高齢者施設からの救急要請、各市町村における「高齢者救急」及び「入退院情報ツール」の取組状況等 (県央)
 - エ 足柄上病院と小田原市立病院の機能・連携方策に係る意見交換会について (県西)

3 各地域の主な意見

- (1) 公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について
 - ・ 再検証要請の対象とされた医療機関に出席及び現状の説明を求めた。
 - ・ 各医療機関が実施済のダウンサイジングや機能転換、今後の機能転換の方向性について、おおむね了解が得られた。
 - ・ 今回の議論及び今後の国通知等を踏まえ、第 3 回地域医療構想調整会議で見直しの要否について一定の結論を得る予定
 - 国は風評被害を早く払拭することが重要である。
 - 国が、今回の発表だけで、特に 2017 年の一点だけで決められたものに対して、早急に判断させるのは適切ではない。
 - 国が、具体的にどの病院のどの機能が類似なのかしっかりと整理されていないなかで短期間で結論を出せというのは、どう考えても無理があり、適切ではない。
- (2) 基準病床数の見直し検討について
 - 病床利用率について、年間最大値を用いることを検討してもいいのではないかと。(横浜)
 - 入院受療率の低下、人材、働き方改革等も加味して考える必要があるのではないかと。

か。(横浜)

- 本来なら5年に一度見直しのところ、一度に大きく数字を変えると影響が大きいので毎年見直すこととしたものであり、毎年見直すべき。(横浜)
 - 非稼働病床が多く、主な理由として医療スタッフの不足が挙げられている。この問題の解決が必要である。(横須賀・三浦)
- (3) 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の取扱いについて
- 今回の追加要件案も含めて、申請者が好きなように実績ありといえる内容。地域包括ケアシステムの構築のために必要な有床診療所は、地域で求められるところを認めるよう、要件審査でなく調整会議で、事前協議のように内容を議論すべき。(横浜)
 - あらかじめ地域として地域包括ケアシステムの構築のための病床、分娩の診療所病床が特例を用いてまで必要なかを議論し、必要の有無を毎年確認して地域ごとに適用を変更すれば、そもそも基準を定める必要はないのではないか。(横浜)
 - 現行要領第5条で指導に関する規定について、必要に応じて指導するとあるが、実際にはどのように機能しているのか。アウトカム評価ができるようにすべきではないか。(横浜)
 - 「地域包括ケアシステムの構築に必要な診療所」とは、病床の4機能区分では、どのカテゴリーに入るのかをはっきりさせるべきである。(県央)
 - 診療所の病床獲得後の使い方や何年間も使用されなかった場合等のルールを曖昧にすると、指導はするものの強制力がないこととなり、混乱するのできちんとしていただき、病院の既存病床数に不利益にならないようにしていただきたい。(県央)

(4) その他

ア 高齢者施設調査について

- 地域包括ケアシステムの基本となる資料になるのではないかと。速やかに全県で作成すべきである。
- 地域での二次救急、三次救急の体制をいかに維持していくか、高齢者施設等からの不要な救急をいかに減らすかが課題。施設ごとの救急要請のデータがあると良いのではないかと。

イ AOI 七沢リハビリテーション病院について (県央)

県医療課長に求められたこれまでの総括について、県医療課長から、「一般病床化を前倒しで達成した一方、当初の人員配置計画が未達成であること、地域との連携が不十分であることが課題である。引き続き適切にコーディネートしたい」旨発言を行った。

- 患者を集める努力は医療機関が行うべきで、県がサポートすべきでない。
- 移譲に際して、開設後10年間その場所で医療を行うという約束になっている。開設の始期についてははっきりさせるべきである(県央地区保健医療福祉推進会議として、10年間の病院運営継続の始期を全病棟が一般病床(回復期)となった平成31(2019)年3月1日とすることを意見とする決議をした。)

ウ 急性期医療、高齢者救急、高齢者施設からの救急要請、各市町村における「高齢者救急」及び「入退院情報ツール」の取組状況等 (県央)

市町村委員に対して介護事業所の医療情報等把握調査を依頼した。

- 平塚市内の高齢者施設等の情報を網羅した資料は大変参考になる。高齢者施設

調査の資料を作成する際の参考としてはどうか。

- 病院の立場としては、入院時情報提供書を県央の市町村で統一したフォーマットにしていただけるとありがたい。

エ 足柄上病院と小田原市立病院の機能・連携方策に係る意見交換会について
(県西)

- 慎重な検討が必要である。
- 構成員について、民間病院の代表者も入れるべきではないか。
- 総合確保基金について、地域医療構想の推進のために地域としてどう活用するかを検討が必要である。